

1 第4章 子ども・子育て支援事業支援計画（黄金っ子応援
 2 プラン）（素案たたき台）

3 1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方

4 子ども・子育て支援法において、県及び市町村は、幼児期の教育や保
 5 育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する計画を
 6 策定することが位置づけられています。

7 市町村は、教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業に係るこれまで
 8 の利用状況やアンケート調査に基づくニーズなどを踏まえ、「量の見
 9 込み」を設定し、その「量の見込み」に対する提供体制の確保とその実
 10 施時期（「確保方策」）を市町村子ども・子育て支援事業計画に定めます。

11 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画では、市町村の事業計画で定
 12 められた数値を基本とし、市町村間の広域的な利用を勘案して、教育・
 13 保育の「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

14

15 2 県設定区域の設定

16 本計画において、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定める
 17 際の単位となる区域を表1のとおり定めます。

18 当該区域は、各域内の教育・保育の需要と供給のバランスをとるもの
 19 であり、県が認定こども園や保育所の認可・認定を行う際の判断基準と
 20 なるものであり、広域利用の実態等を踏まえ設定しました。

21

22 表1 県区域設定

設定区域	認定区分		
	1号	2号	3号
沖縄区域 (沖縄本島所在市町村並びに宮古区域及び八重山区域に含まれる市町村を除く離島所在町村)	市町村		
宮古区域 (宮古島市及び多良間村)			
八重山区域 (石垣市、竹富町及び与那国町)			
主な利用施設	幼稚園、認定こども園		保育所、認定こども園
認可等にあたつての考え方	私立幼稚園における広域利用の実態、施設の設置状況及び地理的条件等を鑑み、区域ごとの需給状況を勘案。		保育所の利用が概ね市町村域内となっていることに鑑み、市町村ごとの需給状況を勘案。

23

3 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」の基本的な考え方

「量の見込み」 保育の必要性の設定区分ごとに必要となる利用定員 総数	「確保方策」 「量の見込み」に対して確保しようとする施設・事業の利用定員の総数
1号認定 (満3歳以上の就学前子ども) ※子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当	特定教育・保育施設 ^{※1} （認定こども園及び幼稚園）の利用定員 + 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数
2号認定 (満3歳以上の就学前子どもで保育を必要とするもの) ※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）の利用定員の総数 + 認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どもたちのうち保育を必要とするもの
3号認定 (満3歳未満で保育を必要とするもの) ※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所） 及び特定地域型保育事業 ^{※3} の利用定員の総数 + 認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どもたちのうち保育を必要とするもの

*1…特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法により、市町村が施設型給付の対象として適当であると確認した教育・保育施設（認定こども園や保育所、私立幼稚園）

※私立幼稚園は、確認を受けることも可能とされている。

*2…特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法により、市町村が地域型保育給付の対象として適当であることを確認した小規模保育事業等

(2) 沖縄県の教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

県では、市町村子ども・子育て支援事業計画の数値を県区域ごとに集計したものを基本とし、県全体及び県設定区域ごとの教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を設定しました。

確保方策や実施時期を定めるにあたっては、保護者の就労状況や子どもの教育・保育施設の利用状況や利用希望等を踏まえたものとなるよう市町村の意向を確認し、設定しました。

1 表2 沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく量の見込み及び確保
2 方策（県計）

			1号認定	2号認定	3号認定	教育	保育	合計
			教育	教育	保育			
			①	②	③	④	⑤	①+②
令和7年度	確保方策	量の見込み						
		特定教育・保育施設						
		幼稚園						
		保育園						
		認定こども園						
		特定地域型保育事業						
		確認を受けない幼稚園						
		認可外保育施設						
		企業主導型保育所						
		確保方策－量の見込み						
令和8年度	確保方策	量の見込み						
		特定教育・保育施設						
		幼稚園						
		保育園						
		認定こども園						
		特定地域型保育事業						
		確認を受けない幼稚園						
		認可外保育施設						
		企業主導型保育所						
		確保方策－量の見込み						
令和9年度	確保方策	量の見込み						
		特定教育・保育施設						
		幼稚園						
		保育園						
		認定こども園						
		特定地域型保育事業						
		確認を受けない幼稚園						
		認可外保育施設						
		企業主導型保育所						
		確保方策－量の見込み						
令和10年度	確保方策	量の見込み						
		特定教育・保育施設						
		幼稚園						
		保育園						
		認定こども園						
		特定地域型保育事業						
		確認を受けない幼稚園						
		認可外保育施設						
		企業主導型保育所						
		確保方策－量の見込み						
令和11年度	確保方策	量の見込み						
		特定教育・保育施設						
		幼稚園						
		保育園						
		認定こども園						
		特定地域型保育事業						
		確認を受けない幼稚園						
		認可外保育施設						
		企業主導型保育所						
		確保方策－量の見込み						

3

4

5

6

1 表3 県設定区域ごとの教育・保育の提要体制の確保及びその実施時期

2 【那覇市】

		1号認定	2号認定	3号認定	教育	保育	合計
		教育	教育	保育	0歳児	1・2歳児	
		①	②	③	④	⑤	①+② ③+④+⑤
令和7年度	量の見込み						
	確保方策	特定教育・保育施設					
		幼稚園					
		保育園					
		認定こども園					
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
	確保方策	認可外保育施設					
		企業主導型保育所					
		確保方策一量の見込み					
令和8年度	量の見込み						
	確保方策	特定教育・保育施設					
		幼稚園					
		保育園					
		認定こども園					
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
	確保方策	認可外保育施設					
		企業主導型保育所					
		確保方策一量の見込み					
令和9年度	量の見込み						
	確保方策	特定教育・保育施設					
		幼稚園					
		保育園					
		認定こども園					
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
	確保方策	認可外保育施設					
		企業主導型保育所					
		確保方策一量の見込み					
令和10年度	量の見込み						
	確保方策	特定教育・保育施設					
		幼稚園					
		保育園					
		認定こども園					
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
	確保方策	認可外保育施設					
		企業主導型保育所					
		確保方策一量の見込み					
令和11年度	量の見込み						
	確保方策	特定教育・保育施設					
		幼稚園					
		保育園					
		認定こども園					
		特定地域型保育事業					
		確認を受けない幼稚園					
	確保方策	認可外保育施設					
		企業主導型保育所					
		確保方策一量の見込み					

3

4

5

4 県の認可・認定に係る需給調整

(1) 需給調整の基本的な考え方

県では、県設定区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」を踏まえ、認定こども園や保育所の認可・認定を行います。

認定こども園や保育所の認可等申請があった場合、当該施設が認可・認定に必要な基準を満たしており、申請者が法令に規定する欠格事由に該当しないときは、認可・認定を行うことになります。

ただし、県設定区域において「量の見込み」を上回る「確保方策」が既に整っている場合や、その申請を認可・認定することで「確保方策」が「量の見込み」を超えることになる場合などは、認可・認定を行わないことができるものとします。これを「需給調整」といい、需給調整について慎重に取り扱うものとします。

適格性・認可基準を満たす場合の認定こども園・保育所の認可・認定の基本的考え方

量の見込み > 確保方策 ⇒ 原則認可

量の見込み < 確保方策 ⇒ 認可・認定を行わないことができる*

*需給調整

(2) 支援計画に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

本計画に基づき、教育・保育施設や地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該施設等の認可・認定が行われる前に、事業計画に定められていない事業者から認定こども園等の認可・認定申請があった場合は、事業計画に基づいて基盤整備を行っている施設を「確保方策」に含めて需給調整を行うことができるものとし、県設定区域において「確保方策」が「量の見込み」を超える場合は、認可・認定を行わないことができるものとします。

本計画の「確保方策」の内容に含まれない施設から認可・認定の申請があった場合の需給調整イメージ

量の見込み < 確保方策* ⇒ 認可・認定を行わないことができる

*申請があつた時点で既に存在する施設の利用定員の総数と事業計画において今後整備する予定の施設の利用定員の総数の合計

(3) 認定こども園へ移行する幼稚園・保育所の需給調整について

認定こども園は、保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、国

資料 3

1 の基本指針においてその普及に取り組むことが望ましいとされており、
2 保育所や幼稚園が認定こども園に移行する際の需給調整についての特
3 例が設けられています。

4 特例では、認定こども園への意向を希望する保育所・幼稚園があれば、基準を満たす限り、認可・認定することができるよう、「量の見込み」を上回って認可・認定を行う『数』を県計画に定めることとされています。

5 県計画で定める『数』は、既存施設の認定こども園への移行に関する意向等に基づき設定する必要があることから、本計画においては、
6 市町村等の意向を踏まえ設定しました。

7
8 **表 4 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移**
9 **行の認可又は認定の申請があった場合及び、保育所から幼保連携型認定**
10 **こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があ**
11 **った場合における県計画で定める数**

no.	市町村名	R2			R3			R4			R5			R6				
		1号		2号	1号		2号											
		保育所	幼稚園	保育所	幼稚園	保育所	幼稚園	保育所	幼稚園	保育所	幼稚園	保育所	幼稚園	保育所	幼稚園	保育所		
1	那覇市	301	12	540	62	973	122	1,065	275	1,115	353	1,115	353	1,115	353	1,115	353	
2	宜野湾市	586	51	592	91	635	87	669	106	710	122	710	122	710	122	710	122	
3	浦添市	134	44	146	47	147	47	144	42	144	44	144	44	144	44	144	44	
4	名護市	216	19	228	10	228	29	242	44	242	44	242	44	242	44	242	44	
5	糸満市	91	0	234	21	267	19	316	29	316	29	316	29	316	29	316	29	
6	泊崎市	316	37	292	40	375	0	342	26	406	44	406	44	406	44	406	44	
7	豊見城市	125	0	228	41	214	62	187	11	120	11	120	11	120	11	120	11	
8	うるま市	526	10	540	69	584	144	577	150	597	87	597	87	597	87	597	87	
9	南城市	38	45	65	7	67	28	90	41	9	16	9	16	9	16	9	16	
10	国頭村	24	11	23	8	22	5	18	3	14	1	14	1	14	1	14	1	
11	大宜味村	39	13	29	12	32	9	34	10	34	10	34	10	34	10	34	10	
12	奥武村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	今帰仁村	34	25	39	14	64	0	57	4	49	10	49	10	49	10	49	10	
14	本部町	41	54	54	43	80	27	71	31	55	35	55	35	55	35	55	35	
15	恩納村	37	1	8	11	17	17	11	17	7	16	7	16	7	16	7	16	
16	真和志村	0	5	0	0	0	0	11	14	14	12	14	12	14	12	14	12	
17	金武町	54	22	46	46	74	29	65	24	81	41	81	41	81	41	81	41	
18	伊江村	11	2	4	12	8	12	9	13	11	15	11	15	11	15	11	15	
19	後藤村	314	0	4,117	365	1	4,807	365	27	5,025	5,133	341	14	341	14	341	14	
20	恩吉村	0	0	0	0	10	22	10	3	15	15	15	15	15	15	15	15	
21	北谷町	15	11	30	24	46	21	65	20	68	16	68	16	68	16	68	16	
22	北中城村	0	2	24	1	15	0	6	2	0	1	0	1	0	1	0	1	
23	中城村	180	27	179	12	145	14	146	11	127	4	127	4	127	4	127	4	
24	西原町	10	5	25	16	60	28	62	41	77	52	77	52	77	52	77	52	
25	与那原町	176	0	176	0	210	23	209	23	209	22	209	22	209	22	209	22	
26	南風原町	78	0	35	14	19	12	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	鳴原村	2	0	4	0	5	0	4	0	4	1	4	1	4	1	4	1	
28	鹿児島村	32	0	32	0	32	0	32	0	32	0	32	0	32	0	32	0	
29	東園村	0	10	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	
30	波名村	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	
31	南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	伊平屋村	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
34	波名村	10	7	7	7	10	6	10	6	9	6	9	6	9	6	9	6	
35	久米島町	23	2	24	10	44	18	45	20	48	21	48	21	48	21	48	21	
36	八重瀬町	13	0	10	67	10	72	38	78	78	19	84	19	84	19	84	19	
区域小計(1)		3,392	3,419	427	4,117	3,980	718	4,807	4,759	876	5,025	4,914	1,083	5,133	4,839	1,174	5,133	1,174
37	宮古島市	482	67	32	580	198	77	596	157	70	613	115	39	605	78	0	0	0
38	多良間村	8	0	0	0	8	0	0	8	0	0	8	0	0	8	0	0	
区域小計(2)		482	75	32	580	206	77	596	165	70	613	123	39	605	86	0	0	0
39	石垣市	60	0	0	465	73	58	101	93	105	132	105	105	132	105	118	118	
40	竹富町	0	0	0	0	0	0	470	0	0	474	0	0	479	0	0	0	
41	与那原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区域小計(3)		445	60	0	465	73	58	470	101	93	474	132	105	479	165	118	118	
区域合計		4,319	3,554	459	5,163	4,259	853	5,673	5,025	1,039	6,111	5,169	1,227	6,217	5,090	1,292	5,090	1,292
(2)(1)		(3,792)	(1,527)	(383)	(4,612)	(2,282)	(722)	(5,310)	(3,048)	(963)	(5,545)	(3,192)	(1,151)	(5,649)	(3,113)	(1,216)	(5,649)	(1,216)
(2)(2)		(529)	(1,977)	(76)	(550)	(1,977)	(76)	(563)	(1,977)	(76)	(566)	(1,977)	(76)	(566)	(1,977)	(76)	(566)	(1,977)

1 (4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合の需給調整

2 (1)にかかわらず、教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、当該申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を 1 号利用定員に加えた上で需給調整を行うものとし、「量の見込み」を超える場合は、認可・認定を行わないものとします。

8 **5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推**

9 **進体制の確保**

10 (1) 認定こども園への移行支援

11 認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労
12 状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設で
13 あることから、地域のニーズや既存の幼稚園や保育所のこども園への移
14 行希望なども踏まえながら、施設の認可・認定を行います。

15 新設の認定こども園のみならず、幼稚園や保育所等からの移行にあた
16 っては、教育・保育機能を付加するための施設整備に係る国庫補助制度
17 等の情報提供と利用促進に努めます。

18 (2) 保・幼・こ・小連携の推進

19 幼児期の教育や保育から、小学校教育への移行は、大きな環境の変
20 化をもたらすことから、幼稚園教育要領等においては、保育所と幼稚
21 園、認定こども園、小学校の円滑な接続を図ることが示されています。

22 このため、質の高い教育・保育を総合的に提供するため、教育委員会・こども所管部局が、緊密な連携を図りながら「沖縄型幼児教育」の構想をいかし、公立幼稚園及び認定こども園を小学校（縦）と幼児教育施設（横）をつなぐ結節点とした保幼こ小連携体制の構築を推進します。

23 具体的には、市町村へ各小学校区での保幼こ小連絡協議会等の設置
24 を促し、幼小接続アドバイザーの配置等による幼児同士、幼児・児童の
25 交流及び保育士・教職員間の合同研修会の開催等、連携体制の構築を
26 支援します。

27 また、小規模保育事業を始めとする地域型保育事業は、原則として
28 受入対象が 3 歳未満児となっており、卒園後の受け皿として保育所、
29 認定こども園、幼稚園のいずれかとの連携が不可欠となることから、
30 こどもたちの発達の連続性が保障できるよう市町村における保育・教
31 育施設と地域型保育事業者との連携推進に係る取組を促進します。

1
2 **(3) 地域子ども・子育て支援事業**

3 共働き世帯はもとより在宅での子育て世帯やひとり親家庭等、就労
4 の有無や家庭の状況に関わらず、子育ての負担感や孤独感、不安などを
5 解消するため、地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実が求め
6 られています。

7 このため、市町村においては、子ども・子育て家庭等を対象とする
8 事業として地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域
9 子育て支援事業や、一時預かり事業、病児保育事業など 16 の「地域子
10 ども・子育て支援事業」に取り組んできました。

11 令和 7 年度以降は、「地域子ども・子育て支援事業」に新たにこども
12 誰もでも通園制度等が追加され、以下の 18 事業が用意されており、市
13 町村は、地域のニーズ等を踏まえて、事業を実施します。

14 県においては、これらの事業が円滑に実施できるよう、助言等必要な支援を行っていきます。

15
16 **表 5 地域子ども・子育て支援事業 18 事業**

(1) 利用者支援事業 妊婦等に対する情報提供や面談等を行う事業や、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等と連絡調整等を実施する事業
(2) 延長保育事業 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 保育所・幼稚園・認定こども園等において、市町村が定める利用者負担額（保育料）とは別に、各施設が実費徴収を行う費用（①食事の提供に要する費用や②日用品・文房具等の購入費用、遠足等の行事への参加費等）の一部を保護者の世帯所得の状況を勘案し助成する事業
(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業
(5) 放課後児童クラブ健全育成事業（放課後児童クラブ） 保護者が労働等により屋間家庭におらず、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
(6) 子育て短期支援事業 母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の教育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業
(7) 乳児家庭全戸訪問事業 生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
(8) 養育支援訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育支援が特に必要な家庭等に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業
(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

資料 3

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業
(10) 地域子育て支援拠点事業 保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者が相談や交流を行う場所を開設し、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供、助言等を行う事業
(11) 一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難になった場合や、育児疲れによる保護者の心理的、身体的支援を目的として、保育所その他の場所で一時的に乳幼児を預かる事業
(12) 病児保育 病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を行う事業
(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
(14) 子育て世帯訪問支援事業 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児・養育に関する助言等を行う事業
(15) 児童育成支援拠点事業 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業
(16) 親子関係形成支援事業 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係の形成を目的として子どもの状況等に応じた支援を行う事業
(17) 産後ケア事業 退院直後の母子に対する心身のケアや育児サポート等を行う事業
(18) こども誰でも通園制度 保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠で、時間単位でこどもを保育所等に預けることができる事業

1

2

表 6 市町村計画における地域子ども・子育て支援事業の今後の実施予定

事業名	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
利用者支援事業	市町村数					
延長保育事業	市町村数					
	個所数					
実費徴収に係る補足給付を行う事項	市町村数					
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市町村数					
放課後児童クラブ健全育成事業	市町村数					
	支援単位数					
	個所数					
子育て短期支援事業（ショートステイ）	市町村数					
	個所数					
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	市町村数					
	箇所数					
乳児家庭全戸訪問事業	市町村数					
養育支援訪問事業	市町村数					
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市町村数					
地域子育て支援拠点事業	市町村数					
	個所数					

一時預かり事業（一般型）	市町村数				
	個所数				
一時預かり事業（幼稚園型）	市町村数				
	個所数				
病児保育事業	市町村数				
	個所数				
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市町村数				
	個所数				
子育て世帯訪問支援事業	市町村数				
児童育成支援拠点事業	市町村数				
	個所数				
親子関係支援事業	市町村数				
産後ケア事業	市町村数				
こども誰でも通園制度	市町村数				
	個所数				

1

6 教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上

2

質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供にあたって、基本となるのは人材であり、県は、人材の確保及び養成を総合的に推進します。

3

4

(1) 教育・保育を行うものの必要見込み数

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
保育教諭					
保育士					
幼稚園教諭					
その他保育従事者 (子育て支援員等)					

5

6

(2) 教育・保育等従事者の確保

7

8

9

本県の待機児童数は、保育所等の施設整備が進んだことにより年々減少しているものの、解消に至っておらず、保育士等の確保が最大の課題となっていることから、学生への貸付事業など新規の保育士確保に向けた取組のほか、潜在保育士等の就労支援に取り組みます。

10

11

12

13

また、幼稚園教諭等の免許状を有する者又は保育士の登録を受けたものが幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例終了の期限を見据えて、保育教諭の育成に向け資格取得支援に取り組みます。

14

15

16

17

18

19

保育士を安定的に確保するためには、処遇改善や労働環境の改善に取り組み職場の魅力を高めることが重要であることから、子ども・子育て

資料 3

支援制度に基づく賃金の改善や年休等取得のための代替保育士の配置支援など、保育士の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士に対し専門家による相談支援に取り組みます。

加えて、国において進められている教育・保育等に関する情報の報告及び公表による園ごとの保育士のモデル賃金等の見える化を踏まえ、賃金の改善状況の把握や保育士希望者に対する情報発信に取り組みます。

(3) 幼児教育・保育の質の向上

乳幼児の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、教育部門とこども部門連携による幼児教育推進体制の充実に対する支援や、研修及び園訪問に係る支援の充実を通して、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

また、安全・安心な環境の中で、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障し、一人一人の子どもの健やかな成長を支えます。

さらに、保育士等の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や登園・降園の管理等の補助業務に係る ICT の活用等、保育所等の ICT 化を進めます。

認可外保育施設については、給食費や健康診断費の助成等入所児童の処遇改善や教材費の購入費助成等、保育サービスの確保・向上に取り組みます。